

## 倉敷市水道局緊急漏水位置探知調査業務登録希望者資格要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉敷市水道局が発注する緊急漏水位置探知調査業務に登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）に関して必要な資格、その他必要な事項について定めるものとする。

(登録できない者)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、緊急漏水位置探知調査業務に登録することができない。ただし、倉敷市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 契約締結先となる営業所の所在地が岡山県内にない者
- (2) 本庁水道局（倉敷市役所）（所在地：岡山県倉敷市西中新田640番地）から契約締結先となる営業所までの距離が直線で30km以内にない者
- (3) 別表に定める緊急漏水位置探知調査業務における必要機材を所有又は年間リース契約等により保有していない者
- (4) 国税又は地方税を滞納している者
- (5) 引き続き2年以上漏水調査業務について営業を行っていない者
- (6) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(申請手続)

第3条 第4条の登録資格審査を受けようとする者は、所定の登録資格審査申請書（以下「申請書」という。）を毎年2月1日から同月末日（倉敷市の休日を定める条例（平成元年倉敷市条例第40号）に規定する市の休日に当たるときは、その前日）までの間に管理者に提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 営業所一覧表
- (2) 技術者経歴書
- (3) 業務経歴書
- (4) 契約の締結について権限を委任するときは、その委任状
- (5) 使用印鑑届

(6) 法人にあつては現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書、個人にあつては市町村長が証明した代表者の身分証明書

(7) 印鑑証明書

(8) 納税証明書

(9) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

3 管理者が特に必要と認める者に限り、第1項の規定にかかわらず年度途中において申請書を受け付けることができる。

(審査及び登録)

第4条 前条の規定により登録の申請があつたときは、申請書類に基づき申請内容を審査し、緊急漏水位置探知調査業務に係る契約締結後、登録名簿に登録するものとする。また、登録名簿は、倉敷市水道局ホームページへ掲載するものとする。

(登録名簿の有効期間)

第5条 登録名簿の有効期間は、その年の4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、登録の有効期間の途中で登録された者については、当該登録日以降に到来する最初の3月31日までとする。

(登録内容の変更等)

第6条 登録名簿に記載された者は、登録事項に変更があつたとき又は事業を廃止したときは、その旨を速やかに管理者に届け出なければならない。この場合においては、変更を証する書類で管理者が必要と認めるものを併せて提出するものとする。

(登録の取消し)

第7条 管理者は、登録名簿に記載されている者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 第2条各号に該当したとき。

(2) 倒産又は破産したとき。

(3) 不正の手段により申請書中の重要な事項について虚偽の記載をし、緊急漏水位置探知調査業務に係る登録要件を得たとき。

(4) 登録名簿に記載された後、能力が著しく低下したことが認められたとき。

(登録参加資格等の審査会)

第8条 登録参加資格の審査及びその他管理者が必要と認めた事項の審議（以下「登録資格審

査等」という。)は、倉敷市水道局建設工事及び物品調達業者入札指名委員会規程(昭和50年倉敷市水道局管理規程第15号)第2条に定める建設工事委員会における局長委員会が行うものとする。

2 登録資格審査等を行う会議は、年1回及び委員長が必要と認めたときに開くものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年12月24日から施行する。

附 則(平成29年12月28日)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年9月17日)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表

必 要 機 材	漏水探知器(電子式漏水発見器), 電気ハンマドリル, 金属管探知器(鉄管・ケーブル探知器), 残留塩素測定器(遊離残留塩素測定用), 金属探知器(ボックスロケータ), ボーリングバー, 水圧(流量)測定器(DLS), 音聴棒(棒状音聴器), 発電機
------------	--